

届出要不要判断フロー

～特定有害物質使用等事業所の土地ではない場合～

<特定有害物質使用等事業所とは>

条例第63条第3号に定められた特定有害物質若しくは特定有害物質を含む固体若しくは液体の製造、使用、処理、保管若しくは貯蔵を行う事業所又は過去において特定有害物質の使用等を行った事業所を言います。

掘削作業を伴う工事

対象範囲※が
3,000m²以上

NO

対象範囲内に900m²以上の
土壌調査の猶予を受けた土地
(HP、水・土壌環境課窓口で公表)

NO

対象範囲※が
2,000m²以上

NO

届出不要

YES

敷地外への土
の搬出や飛散
等がある

又は

掘削深さ最大
50cm以上

NO

届出不要

YES

敷地外への土の搬出や
飛散等がある

NO

届出不要

YES

法に基づ
く届出必
要

YES

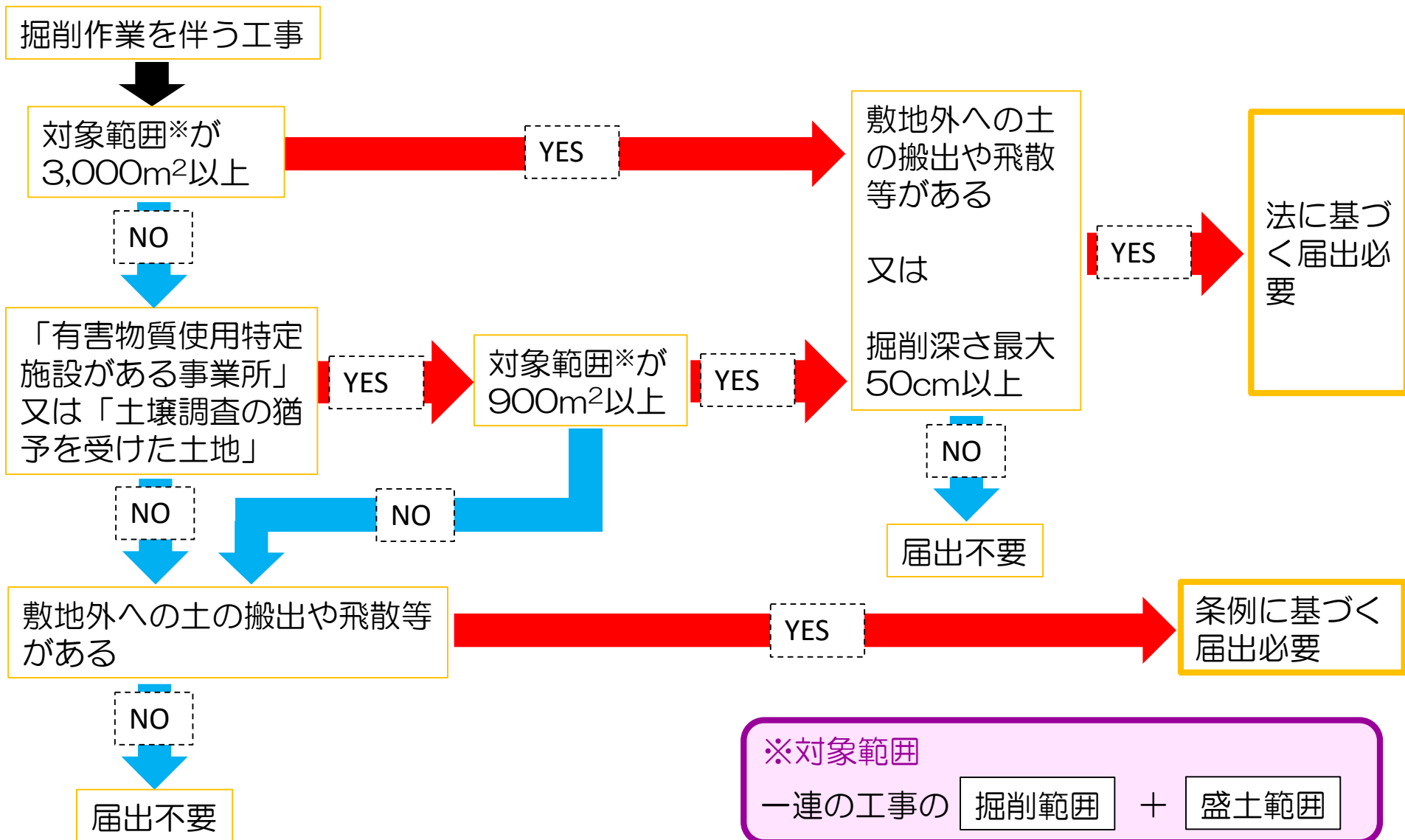
条例に基づ
く届出必
要

※対象範囲

一連の工事の 掘削範囲 + 盛土範囲

届出要不要判断フロー

～特定有害物質使用等事業所の場合～



ダイオキシン類管理対象事業所における 形質変更の流れ

形質変更

【軽易な行為に該当する】

汚染のおそれが**比較的少ない**土地で、以下の要件全てを満たす行為

- ・掘削した土壌を対象地から**搬出しない**
- ・土壌の飛散又は流出を伴わない
- ・土地の形質の変更に係る部分の深さが**50センチメートル未満**

YES

届出**不要**

NO

届出**必要**

次のいずれかに該当する

①土壌汚染が存在するおそれが**比較的少ない**と認められる土地

②土壌汚染が存在するおそれが**比較的多い**と認められる土地で、以下のいずれかに該当する行為
ア**土壌の掘削を伴わない**土地の形質の変更（盛土のみなど）

イ次のいずれにも該当するもの

- ・掘削した土壌を掘削を行った土地を含むダイオキシン管理対象地から**搬出しない**こと。
- ・土壌を掘削する深さまで**帯水層が存在しない**と認められること。
- ・掘削した土壌の飛散、流出など土壌の掘削に起因した公害の防止措置が講じられること。

YES

届出時に上記に該当すると
記載して終了（**調査不要**）

NO

調査報告**※必要**

※汚染のおそれが比較的少ない区画については試料採取不要